

令和7年度第6回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時

令和8年3月4日（水）午後2時30分から午後4時30分まで

(2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) するめいかに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

→ 原案のとおり鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定することを適当とする旨，答申することを決定

(2) 漁業許可等に関する取扱方針について（協議）

→ 原案のとおり取扱方針を改正することを決定

(3) 知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について（報告）

→ 原案のとおり試験操業の基本的な考え方等に従い，許可申請を受け付け，随時，試験操業を開始することを報告

(4) まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

→ 意見なし

(5) まいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

→ 意見なし

(6) 鹿児島県魚類養殖指導指針の改定について（報告）

→ 意見なし

令和7年度第6回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和8年3月4日(水) 午後2時30分から

区 分	氏 名	出 欠
漁業者・漁業従事者委員	阿久根 金也	○
漁業者・漁業従事者委員	(会長職務代理者第1位) 重信 雅彦	○
漁業者・漁業従事者委員	野村 敬司	○
漁業者・漁業従事者委員	小崎 春海	○
漁業者・漁業従事者委員	増本 雄二	○
漁業者・漁業従事者委員	大久保 光朗	○
漁業者・漁業従事者委員	山下 伸吾	○
漁業者・漁業従事者委員	鵜瀬 芳昭	○
漁業者・漁業従事者委員	川畑 興文	○
学識経験委員	西 一樹	×
学識経験委員	(会長職務代理者第2位) 篤 昭仁	○
学識経験委員	久賀 みず保	○
中立委員	前田 祝成	×
中立委員	前田 圭子	○
中立委員	久保 源一郎	○

(出席者) 13人

(欠席者) 2人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板 坂 信 明
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	村 田 圭 助
担当（水産振興課漁業調整係主事）	松 山 英 広
水産振興課漁業調整係技術主査	小 路 口 拓 輝
水産振興課漁業調整係水産技師	山 神 諒 平
水産振興課漁業監理係技術主査	保 科 圭 佑
水産振興課漁業監理係水産技師	吉 田 悠 馬
水産振興課栽培養殖係技術専門員	槐 島 光 次 郎

－ 令和8年3月4日（水）午後2時30分開会 －

【開会】

○板坂事務局長

それでは、定刻となりましたので、令和7年度第6回鹿児島海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員15名中13名の出席をいただいております。鹿児島海区漁業調整委員会事務規定第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

それでは、議事に入らせていただきますが初めに事務局からお知らせします。

本日は、傍聴希望される方が1名いらっしゃるということで、まず傍聴に関する手続き等について事務局から説明し、委員の皆様のご理解を得た後に会議を進行したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

本委員会では、傍聴に関する規定は定められていないため、県議会の傍聴規定を参考に手続きを進行します。

本委員会は漁業法に基づき公開となっており、傍聴は自由ですが、傍聴手続きは県議会傍聴規則等によります。

傍聴人は、傍聴者名簿に住所・氏名と所定の事項を記入してもらいます。傍聴については、傍聴席で行ってもらいます。傍聴は静粛に行い、次の事項を遵守することから、傍聴人は、録音や写真撮影等については、後程記録を公表することから、委員会当日は不許可とします。

傍聴人は、議長の指示に従い傍聴することとなりますけれども、指示に従わないときには、議長の判断で退場させることも可能とします。以上についてお諮りいただきたいと思います。

○阿久根議長

事務局より説明がありました。ただいまの傍聴についての説明に御意見、御質問等ございますか。

ないということで、事務局案のとおり運営してよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○阿久根議長

はい、ではそのように取り計らいたと思います。傍聴人を入れてください。

(傍聴人入場)

○板坂事務局長

それでは議事に入りますが、傍聴人の方がいらっしゃいますので傍聴についての注意事項を御説明します。

傍聴の規定については、本委員会では傍聴に関する規定は定められていないので県議会の傍聴規定を参考に手続きを進行します。

本委員会は漁業法に基づき公開となっており傍聴は自由ですが、傍聴手続きは、県議会傍聴規則等によります。

傍聴人は、傍聴者名簿に住所・氏名と所定の事項を記入してもらいます。傍聴については、傍聴席で行ってもらいます。傍聴は静粛に行い、次の事項を遵守するということで、傍聴人は、録音や写真撮影等については、後程記録を公表することから、委員会当日は不許可とします。

傍聴人は、議長の指示に従い傍聴することとなりますけれども、指示に従わないときには議長の判断で退場させることも可能とします。以上です。

事務局から、委員の皆様方への注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に行うようにしてください。また発言の際は、事務局がマイクをお渡しします。マイクがお手元に届いてから発言を行ってください。それでは、議長に議事進行をお願いいたします。

○阿久根議長

皆さんこんにちは。今日の第6回海区調整委員会を開きましたところ、今日も傍聴人が1名来られているようです。

私が委員になって10年を超えましたが、ほとんど傍聴という形は、今までなかったです。

ここ最近、3回続いて漁業者の方が傍聴に来られています。

これは何かと申しますと、鹿児島県が条件の見直しをこの委員会で皆様と職員と前向きに話してきたことに対する漁業者の期待の表れではないかと思っております。委員の皆様方も、漁業振興のため、後継者育成のために、前向きに活発な水産振興の議論をしていただきたいと思います。

それでは、議事に入る前に議事録署名者について私から指名するということがよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、今回は前田圭子委員と久賀委員にお願いいたします。

【議題1 するめいかに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）】

○阿久根議長

早速議事に入ります。議題1は、するめいかに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定についてです。これは諮問事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○事務局（保科技術主査）

資料1と書かれているものをお手元に御準備ください。めくっていただいて1枚目に諮問文をつけておりますので読み上げます。

水振第745号
令和8年3月4日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

するめいかに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

このことについて、本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので漁業法第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

今回諮問いたしますのが、タイトルのとおりなのですが、するめいかに関する令和8管理年度の漁獲可能量の設定ということでございます。するめいかにおいては、4月から3月までの管理となりますので、令和8年4月から令和9年3月末までの漁獲可能量となります。

国の方からは、都道府県別の漁獲可能量の当初配分案が示されましたので、県資源管理方針に基づきまして知事管理区分に配分するというものでございます。

知事管理漁獲可能量の設定として、本県に配分された漁獲可能量としては、現行水準では、目安数量として50トン未満ということとなっております。

本県の最近の漁獲の実情としましては、多くても2トンほどとなっておりますので、おそらくこの目安数量を超過するということは、考えにくいのではないかと考えております。

続いて配分ルールです。全量を当該知事管理区分に配分するとしておりますので、下の表にありますとおり、設定としては、鹿児島県するめいか漁業、現行水準、こういった設定となります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○阿久根議長

ただいま県からの説明が終わりました。ただいまの説明について御質問、御意見ございますか。はい、増本委員。

○増本委員

この2トンと言うのは、定置網ですか。

○阿久根議長

はい、事務局。

○事務局（保科技術主査）

おおよそ2トンというのは、もちろん定置網もございますが、県の方もあらゆる漁法をもって県全体でおおよそ2トンほど、というところでございます。

○阿久根議長

よろしいですか。

○増本委員

はい。

○阿久根議長

他に皆様方、何かございますか。ないですね。

それでは、特に質問はないようですので、議題1のするめいかに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定については、原案のとおり定めることが適当である旨、答申してよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○阿久根議長

それでは、このように答申することに決定いたします。

【議題 2 漁業許可等に関する取り扱い方針について（協議）】

○阿久根議長

続きまして議題 2 は、漁業許可等に関する取り扱い方針についてです。これは、協議事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○事務局（小路口技術主査）

漁業調整係の小路口です。座って説明させていただきます。

議題 2 は、漁業許可等に関する取扱方針についてということで取扱方針の改正になります。前回の委員会で、知事許可漁業の制限措置等の見直しについて協議をさせていただきました。その後、2月10日に施行をしております。その対応方針に従いまして準備の整ったものから内容を改正していきます。

本日は、3つの漁業種類について改正をさせていただきたいと考えております。

まず、資料の1ページです。こちらは、小型機船底びき網漁業カコ甑の分です。知事許可漁業の制限措置等の見直しで、甑島の東側の操業区域の拡大について調整が図られていることから、これを認めるということを策定したところです。それを反映しまして、ウ' というような形で操業区域を拡大してございます。具体的な地図は、資料3の方に、前回の協議させていただきましたものもありますので、お目通しいただければと思います。

実際緯度、経度をプロットして、世界測地系と日本測地系に表記をしてございます。

続いて、3ページをお開きください。こちらは、ごち網漁業の取扱方針です。具体的な改正については、次の4ページ5の条件になります。改正のところは、赤字。皆様の資料は、白黒だと思しますので、下線が引かれているところが改正の部分になります。

5の条件のところに、漁業調整その他、公益上必要があると認める時は、(1)から(11)の条件を変更し、または、必要な条件を付すこととする。という文言を追加してございます。

これは、こちらの漁業の条件(1)から(11)まであるのですが、試験操業の中でロープ長をどのような長さにすればいいのか検討するというようにしてございますので、必要に応じて指令書をもって、このロープ長を変更するというために、この文言を追加してございます。

続いて3点目、6ページをお開きください。機船船びき網漁業、バッチ網漁業についてです。

3の使用船舶の規模です。

それぞれ、志布志湾海域、薩摩川内市、その他海域に、総トン数または馬力の制限というものが設けられておりましたが、船の規模以上のエンジンを積むことはできないということで、馬力制限を撤廃するという対応方針を策定しておりますので、そちらを反映して、馬力の制限を削ってございます。以上、本日は3点でございます。

対応方針の中では、まだ取扱方針を改正するものもありますが、今現在、協議も進めておりました、今後、順次改正について協議をさせていただきたいと思っております。本日は、この3点御承認いただければと思います。説明は以上です。

○阿久根議長

ただいま、議題につきまして説明がございました。

この件につきましては、前回、前々回と協議してきたことの答えでございます。

それでは、議題2に関する漁業許可に関する取扱方針について、皆様方から御意見、御質問ございますか。はい、増本委員。

○増本委員

日没から日の出までの間は操業しちやならないとあるのですが、これは、夜間に、ヒゲナガを獲るのですけれども、ヒゲナガが1匹も入らない。私は、したことはないですが、入らないという話です。この夜間操業結果を県は、何かそういうことがあったんですか。これは60年前と一緒なんですよ。

○阿久根議長

はい事務局どうぞ。

○事務局（小路口技術主査）

おそらく1ページの日没から日の出までの間は、操業してはならないところの条件のお話かと思えます。

現状、日没から日の出まで、つまり夜間の間は、操業してはならないというそういう条件になってございます。

もちろん夜間について過去、水産試験場の方で調査を行ったかどうかというのは、もともと漁場開発という観点で、ヒゲナガエビは資源開発をしているというような認識をしておりました、当時の報告書を見ないと、試験操業というか、調査をしたのかというのは、今情報ないのですが、現状許可の条件の中で、その規定があるということは、皆さん資源管理のためであったり漁業調整のための条件が設けられています。ですので、今回この解除という情報は特にはないのですが、操業上で何か差し障りがあるということであれば、また御意見を伺いなが

ら内容を検討していくのかなと考えております。

○増本委員

数年前に要望書を出して時間は、10月から30分。繰り上げて入れられるようになったのですが、夜間操業では、タカエビには、2つの説があって、夜間は泥の中に入っているという説と、夜間は、中層に上がっているという説があるのです。

夜間操業した時にタカエビが1匹も入らなかった。

だから、夜間操業をどうこうというよりも、港に帰ってきて、作業には時間がかかる。正直な話、10月以降になれば早く日も暮れます。そうなった時に、時間がどうしてもあと30分あれば、と思う時もあるんです。だからそれをこの文言は、我々にメリットはないので、できれば解除して欲しいと思います。

○事務局（小路口技術主査）

ありがとうございます。おっしゃるとおり、カコ南については、30分前というところで改正をしまして、カコ甕の方も先日、漁業者の方々と意見交換する中では、カコ南のようにカコ甕もというお話を伺っております。

増本委員もおっしゃったような状況というか、カコ甕の調査の結果というものもありますので、やはり皆さんの操業しやすさと資源管理、このバランスというのが一番重要だと思います。また、ぜひ御意見をお伺いしながら、条件の改正というのは検討させていただきたいと考えております。

○阿久根議長

すいません。ここでちょっと暫時休憩していいですか。

話が長くなりますので、暫時休憩してください。

(暫時休憩)

○阿久根議長

再開します。委員の皆様は、質問等々は簡潔にさせていただきたいと思います。長くなるようでしたら、暫時休憩を申し出てください。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

議事を進行いたします。

議題2につきまして、御意見、御質問等ございますか。ないですね。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

議題2につきましては、協議事項でしたので原案のとおり、改正するという
ことに決定いたしました。

【議題3 知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について(報告)】

○阿久根議長

続きまして議題3は、知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針に
ついてです。これは、報告事項ですので県から報告をお願いいたします。

○事務局(小路口技術主査)

はい、引き続き漁業調整係の小路口です。

報告事項ということで、前回1月30日に開催された委員会において協議をさ
せていただきまして、先ほどご説明したとおり2月10日付けで施行し、県のホ
ームページに掲載してございます。前回協議と対応方針は変わっておりません。

試験操業実施要領の方は、少し修辞上の修正とか、表現の適正化ということで、
少し修正を行っていますが、本質は変わっておりません。

現状、県のホームページに、この資料が掲載されておりますので御報告させ
ていただきます。

2月10日付ということで、それ以降、試験操業についても許可申請を受け付
けていきまして、随時、試験操業開始ということになります。試験操業を実施す
る船に関しましては、同じく県のホームページに、試験操業の実施船というこ
とで、試験操業実施の名簿を掲載していきます。お名前とか漁船登録番号は、個人
情報になりますので、それ以外の船名であったり、操業区域であったり、漁業種
類であったり、そういったものをお示しをしていきながら取り組んでいただく
ということとしておりますので、また引き続きよろしくをお願いいたします。説明
は以上です。

○阿久根議長

これは、先ほどから関連してこれが決まって施行されますということの報告
でした。

私から1点だけ再確認しておきます。

ここに載っているまき網から固定式さし網までこれに対応する。これに則って操業を開始する時は、全船A I Sを取り付けて県が管理するということが良いですね。

○事務局（小路口技術主査）

A I Sに関しては、試験操業を行う船に設置をする必要があります。ですから、この対応方針の中で、漁業調整が整ったものであるとか、またはちゃんと操業区域の表現の明確化であるとか、あとは別の許可で対応できるので別の許可を取らせる指導をするとか、そういったものに関しては、A I Sを設置する必要はありません。

あくまでも、漁業調整上であったり、資源管理上どういう課題があるかの把握や、取締りの透明性の観点から、A I Sを設置する必要がある試験操業のみ対象となります。

○阿久根議長

ちなみに、ごち網全海域と、まだい・いさきの流し網と、それだけですか。

○事務局（小路口技術主査）

はい。あとは、棒受網、すくい網、刺し網です。

○阿久根議長

まき網は、ないということね。

○事務局（小路口技術主査）

はい。

○阿久根議長

まあ、ひとつずつ片づけましょう。なぜかという現場と認識のずれがあって、県が勝手にA I Sをつけたらもう許可をくれると思っている人もいれば、自動的に許可がくると思っている人もおります。だから、申請して初めてなるものなのに、待っている人がいたりする。だから、動きがない状況もあると思うんです。

○事務局（小路口技術主査）

資料に、A I S設置常時作動というか、少し広いマークが付いている。これが対象です。

漁協さんに直接御説明に行ったり、電話で御連絡というのは、随時しております。

す。

本日も午前中は、北さつま漁協にお伺いしたように適宜進めて参ります。

○阿久根議長

そうしてください。何か現場と認識の乖離があるようなところが多々あったので、念のためでした。

これは、このように報告事項ですので、議題3につきましては、報告までとさせていただきます。

【議題4 まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）】

○阿久根議長

それでは、議題4は、まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更についてです。これも報告事項です。事務局の説明をお願いします。

○事務局（保科技術主査）

資料4に基づいて説明をいたします。添付資料をつけております。

今回は、まさばとごまさばにおいて、知事管理漁獲可能量が変更されたというものです。

内容としては、対馬暖流系群を活用する数量明示関係者の合意をもって、国留保枠から追加配分があったというものでございます。

漁獲可能量としては、最終的に1万2,000トンとなりました。当初配分が9,700トンだったんですが、短期間に二度のこういった変更がありましたので、今回は、2回分まとめたの報告となります。

配分方法については、中段の表にありますとおり、配分比率を改めて計算をいたしました。

その結果、合計としては9,700トンから1万2,000トンに、まき網については、7,800トンから9,600トン。その他漁業においては、現行水準というのは、変わりませんが、目安数量が930から1,200トンに、県の留保額は970から1,200トンになったというところでございます。

本内容については、2月6日に告示済みですので併せて報告いたします。以上です。

○阿久根議長

ただいま県からの報告が終わりました。この報告につきまして、委員の皆様方から、御意見、御質問等ございますか。ないですね。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

特にないようですので、報告はこれまでといたします。

【議題5 まいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について(報告)】

○阿久根議長

議題5は、まいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更についてです。これも報告です。県から報告をお願いいたします。

○事務局(保科技術主査)

こちら監理係の保科から説明いたします。

資料5 まいわし対馬暖流系群の数量明示関係者の合意によって、国留保枠から追加配分をいただいたという内容でございます。

漁獲可能量としては、当初5,000トンだったのですが、1万トンの追加をいただきまして1万5,000トンという漁獲可能量で、今年1月から12月まで管理することとなりました。

配分方法については、当初の比率を用いて、こちら同様に按分をしております。

合計値としては、5,000トンから1万5,000トンに、まき網まいわし漁業については、4,000トンから1万2,100トンに、その他のまいわし漁業においては、現行水準で変わりありませんが、目安数量は、500トンから1,400トンに、県の留保枠は、500トンから1,500トンとなったところです。

なお、昨管理年度も、最終的なTACは、1万5,000トン、実績としては、8,300トンほどとなりましたので、令和8管理年度においても余裕を持った管理ができるのではないかと考えております。以上です。

○阿久根議長

ただいま県からの報告が終わりました。この報告につきまして、委員の皆様方から、御意見、御質問等ございますか。はい、小崎委員。

○小崎委員

はい。2月末の現状はどうなっていますか。

○事務局（保科技術主査）

2月末の実績としては、2月18日時点の速報値となるのですが、現在、県全体で344トンほどなっております。1万5,000トンに対して、344トンで消化率としては2.3%といったところです。

ただ、昨年と比べましても若干獲れているような、そんな感じは受けておりません。以上です。

○小崎委員

これは、末は12月ですか。

○事務局（保科技術主査）

はい。委員おっしゃるとおり1月から12月までの管理となっております。

○小崎委員

わかりました。

○阿久根議長

他に委員の皆様方から、御意見、御質問等ございますか。

はい、篤委員。

○篤委員

追加配分があることは大変ありがたいのですが、実績とかけ離れた場合に、消化率がすごく低くなるのですが、これは、来年に影響を及ぼすことはないのですか。

○阿久根議長

はい、事務局。

○事務局（保科技術主査）

ご質問ありがとうございます。

実績については、消化率ではなく、漁獲量の方が見られますので、おっしゃるように、枠がもったいないという考えは、あろうかと思うのですが、こちらとし

ては、漁業者さんに余裕を持った操業をしていただきたいという思いです。

また、実績の方は、枠がそれだけあれば、徐々に増えていくものと考えております。以上です。

○阿久根議長

それでは、他にありますか。ありませんね。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、議題5も報告事項なのでこれで終了いたします。

【議題6 鹿児島県魚類養殖指導指針の改定について（報告）】

○阿久根議長

議題6は、鹿児島県魚類養殖指導指針の改定についてです。これも報告事項ですので、県執行部から説明をお願いいたします。

○事務局（槐島技術専門員）

水産振興課、栽培養殖係の槐島と申します。

私からは、議題6の鹿児島県魚類養殖指導指針の改定について、お手元の資料6に沿って説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まずは、資料をお開きいただきまして、1ページの1鹿児島県魚類養殖指導指針の改訂の背景とありますが、この背景について説明させていただく前に、鹿児島県魚類養殖指導指針とはどのようなものか、簡単に説明させていただきます。

まずは、資料の3ページをお開きください。3ページから指導指針改定の新旧対照表となっております。この3ページの右側の現行の冒頭に当該指針の趣旨が記載されており、3段落目に指針の目的が記載されております。

当該指針は、本県の魚類養殖業の持続可能な振興を図るため、適正な漁場計画を樹立するとともに、漁場管理及び養殖管理の適正化を強力に推進していく必要があります、その基本事項を明確にすることを目的に定められたものとなっております。

具体的な内容としましては、養殖生簀の配置等に係る養殖漁場の利用について、それから、養殖漁場環境の管理や適正放養量の設定に係る養殖漁場の環境管理について、それと飼育管理や餌料対策、魚病対策等に係る養殖管理について、養殖業者の経営対策について、その他、鹿児島県魚類養殖協議会の設置等に係る

魚類養殖適正化のための推進体制について、5つの項目について定められているところがございます。

それでは、資料の1ページにお戻りください。

今般、当該指針をなぜ改定する必要が出てきたのか。まずはこの改定の背景について説明をさせていただきます。

1の(1)現在の養殖実態との乖離でございます。

現行の魚類養殖指導指針は、昭和53年4月に施行されて以降、大幅な改定がなされておらず、餌や環境の変化、養殖技術の進歩等により、当時設定された生簀内放養密度や生餌として設定された餌料対策などが、現在の養殖実態にそぐわない状況となっているところです。

次に、(2)持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画との関連です。

今回の改正の背景としては、この(2)が最も大きな改正の理由となります。

まず、現在県内の養殖漁場においては、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画書を策定し、持続的な養殖漁場の利用に努めていただいているところです。

この漁場改善計画の中で各漁場では、適正養殖可能数量、1年間で新たに放養できる尾数を設定しているところですが、令和7年3月に持続的養殖生産確保法の運用が改定され、これまで国が定めていた適正養殖可能数量の設定方法が廃止され、都道府県で設定方法を定めることとなりました。

そこで、新たな設定方法を定めるにあたり、(1)でお話したとおり、現状にそぐわない状態の魚類養殖指導指針と現在の養殖実態の整合を図る必要が出てきたところがございます。

それからもう1点、改定の大きな理由となったのが、(3)近年の環境変動、特に夏の高水温への対策となっております。

近年は、夏場の高水温の影響により、養殖魚の成長不良や魚病の増加などの影響が出ているところで、その対策として生簀の大型化等による薄飼いが求められているところですが、現在の魚類養殖指導指針では、鹿児島湾の一部海域において、生簀台数の制限が設けられており、飼育環境の悪化が懸念されているところがございます。

これら3つの背景により、今回、当該指針を見直すこととなったところがございます。

続きまして、2の改定の概要についてです。

ここからは、指針の各項目ごとに具体的な改定の概要について、資料3ページ以降の新旧対照表を見ながら説明させていただきます。

まずは、項目1の養殖漁場の利用についてです。ここでは大きく2ヶ所、①の生簀台数の制限から養殖尾数の制限に変更。

それから、②の単位面積あたりの生簀台数の削除が改定の大きなポイントとなります。

まず①について、資料の3ページをお開きください。

新旧対照表の右側の現行の箇所ですが、1の(1)漁場計画の策定で、アの特定海域とあります。

現行では、鹿児島湾北部海域、垂水市と鹿屋市の境界、それから旧鹿児島市と旧喜入町との境界を結ぶ線以北の海域。ここを特定海域A。それから、山川湾を特定海域Bと定め、下の(ア)にありますとおり、特定海域Aにおきましては、生簀台数を2,495台以内、特定海域Bについては、165台以内と生簀台数を制限しているところです。

しかし、先ほども説明しましたとおり、近年の夏季の高水温対策として、養殖魚の薄飼いが求められている中、現状の生簀台数の制限は強い環境の悪化を招く懸念があるところでございます。

それでは、生簀台数の設計をどのように見直すかというところで、今回の改定では、養殖尾数の制限へ変更することとしました。

今回、この養殖尾数の制限につきましては、もともと持続的養殖生産確保法に基づき、県内の養殖漁場ごとに漁場経営改善計画を策定し、その中で適正養殖可能数量、1年間に放養できる養殖用種苗の実数を制限しているところでございます。

そこで今回、特定海域における生簀台数の制限を取り払う代わりに漁場改善計画に基づく養殖尾数の制限を盛り込むこととし、養殖尾数を制限することで、養殖漁場環境への負荷を増加させないこととしました。

具体的には、左側改訂案の1の(1)のアの(ア)ですが、特定海域の1年間の新規放養尾数は、これまで定められてきた適性養殖可能数量を上限とする内容に改定しております。

具体的な尾数につきましては、4ページの上部になりますが、特定海域における1年間の新規放養尾数の上限ということで表に記載をしております。

なお、今回の改定で、当該指針からは特定海域における生簀台数の制限の記述はなくなりますが、今後も漁業権の切替時に策定する海区漁場計画において、区画漁業権の免許台数を定めるため、生簀台数の制限が全くなくなるわけではありません。

そのためその旨の記述を表の下部に米印で記載をしておりますので、御留意いただければと思います。

次に、②の単位面積あたりの生簀台数制限の削除についてです。

該当箇所は、資料4ページの右側、現行部分の一番下の生簀設置台数の箇所になります。

現行では、有効漁場面積1ヘクタール当たりの生簀台数は8m生簀換算で15台以内と定められておりますが、左側の改定案では削除しております。

また、現行の部分につきまして、5ページの一番上部にある生簀の配置につきましても、今回の改定で記述を削除しております。その代わりに、改定案におきましては、4ページ下部の(2)適正な漁場利用の文章の中で、漁場管理者は、適正な漁場行使を図るため、漁場別の利用計画を定めることとしております。

以上が、項目1 養殖漁場の利用についての改定の概要となります。

資料1ページにお戻りください。

次に、2の(2)の項目に、養殖漁場の環境管理について、具体的な改定の概要を説明させていただきます。この項目では大きく2ヶ所、①の漁場の類型評価と適正放養量の設定を廃止、②の新たな養殖漁場の環境基準の設定が、改定のポイントとなります。

まず、①の漁場の類型評価と適正放養量の設定の廃止について説明させていただきます。

該当箇所は、資料の5ページとなります。

右側、現行の2の養殖漁場の環境管理についてですが、現行の指導指針では、(1)の漁場の類型評価において、漁場環境評価表として、水質の環境基準を定め、各漁場の漁場環境調査結果をもとに、漁場をそれぞれA類型、B類型、C類型と類型評価を行うこととなっております。

次に6ページの(2)適正放養量をご覧ください。

この案に類型別放養量とありますが、(1)で類型評価された漁場は、それぞれの類型に応じ、1ヘクタール当たりの放養量が、A類型漁場で40トン、B類型漁場で32トン、C類型漁場で20トンと、容量が定められる仕組みとなっております。

この適正放養量について詳しく説明をさせていただきますと、最も高い評価の高い類型で1ヘクタール当たり、放養量が40トンとなりますが、これをブリ類の出荷サイズ4キロと仮定しますと、出荷サイズのブリ類を1ヘクタール当たり1万尾放養できるという計算となります。

しかし、現行の指針では1ヘクタールに設置できる生簀台数は8メートル換算で15台以内となっており、ここから計算しますと、最も漁場環境のよいA類型においても、生簀1台当たり放養できる出荷サイズは、666尾となります。

この放養可能尾数につきまして、現在の養殖実態におきましては、8メートル角生簀1台当たり、2,000尾程度飼育できる状況となっており、昭和53年に当該指針で定められた適正放養量は、当時より技術が進歩している養殖実態とは、かなりかけ離れた状態となっております。

そこで今回の改定では、現状とかけ離れた漁場の類型評価と適正放養量の設

定を廃止することとしました。

では漁場の環境評価についてどのようにするかということで、改定の概要の②のとおり、新たな養殖漁場の環境基準を設定することとしました。

それが資料5ページの左側、改訂案の2の(1)漁場の水質・底質等の基準です。

この養殖漁場の環境基準につきましては、持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針や日本水産資源保護協会が定めている水産用水質基準などで、環境基準が定められているところです。今回は、それらの基準を反映し、全ての養殖漁場が、一律に遵守すべき基準を設けることとしました。それが2の(1)の下のところにありますが、アの水質です。それから、次ページに続きますが、イの底質です。これらが新たな基準となっております。また、漁場の環境基準の見直しに関連する箇所として資料7ページをご覧ください。

資料7ページ(3)漁場環境の監視の水質、底質状況の報告等の箇所になります。

右側の現行におきましては、CODがC類型の基準を超えた場合は、給餌を制限または中止するとともに、回復するまでは、新規の放養は行わないということとなっております。

今回の類型評価の廃止に当たり、漁場環境が悪化した場合への対応をどのようにするかということになりますが、ここについては、水産庁長官通知の持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針に係る運用通達というものにおきまして、状態が著しく悪化している養殖漁場の基準を設けておりまして、この基準を使うことといたしました。それが資料7ページ左側改訂案の(3)イの(ア)から(ウ)になります。

(ア) 水中におけるDOが2.5ml/lを下回っている。

(イ) 水底における硫化物が2.5mg/gを上回っている。

(ウ) 生簀等の養殖施設の直下の水底に、半年以上ゴカイ等の多毛類その他これに類する底生生物が生息していないこととなっております。

今回の改定におきましては、この(ア)から(ウ)の状態が著しく悪化している養殖漁場の基準に1つでも該当した場合は、給餌制限、または中止するとともに2の(1)で、新たに設けた遵守すべき水質、底質の基準で回復するまでの間、新規の放養は行わないという内容とすることとしました。

以上が項目2養殖漁場の環境管理についての改定概要となります。

続きまして項目3養殖管理についての改定概要について説明をいたします。

資料1ページをご覧ください。2の(3)項目3養殖管理についてです。

この項目では、大きく2ヶ所、①の生簀内放養量(放養密度)の廃止。それから、②の現状に合わせた「餌料対策」と「魚病対策」の見直し、大きな改定の

ポイントとなっております。

まず、①の生簀内放養量（放養密度）の廃止について、説明させていただきます。該当箇所は、8ページになります。

右側の現行3の（1）ア生簀内放養量等の（イ）生簀内の放養量は、漁場環境の良好な漁場で1 m³当たり、下表の数値を最高限度とすることとあり、魚種別の最高限度及び生簀内放養量（放養密度）が一覧表で定められております。

この中で例として、ぶり類について説明させていただきますと、生簀内の放養密度が1 m³当たり8キロの上限が定められているところです。

このぶり類の出荷サイズを4キロと仮定しますと、1 m³当たりの放養尾数は2尾となりまして、8メートル生簀ですと、8×8×8で512 m³となり、1生簀当たり出荷できるサイズは1,024尾となります。

これにつきましては、先ほど適正放養量のところでも説明しましたが、現在の養殖技術では、1生簀当たりの放養可能な数量が2,000尾程度であることを考えると、やはり現在指針で定められているこの生簀内放養量（放養密度）は、現状からかけ離れてしまっているという状況になります。

では、新たに放養密度に一律の基準を設けるかということですが、今回の改定にあたって、県内各漁場の放養密度の実態を調査したところですが、県内の様々な漁場環境において、放養密度は、それぞれ大きく異なっており、また遵守すべき放養密度を定めた文献等も見当たらないことから、県内漁場が一律に遵守すべき放養密度を設定するのは困難との判断となりました。

そこで、今回の改定におきましては、そのまま右側の改定案の箇所になります。

左側の改定案の箇所になりますが、現状、魚種別最高限度放養量を廃止することとし、生簀内の放養密度については、漁場環境の厳しい状況では、薄飼いを実施し、魚のストレス低減に努めることというふうに文言を設定することとしました。以上が①の生簀内放養量（放養密度）の廃止の概要となります。

次に、②の現状に合わせた餌料対策と魚病対策の見直しについて説明します。

該当箇所は、資料9ページとなります。右側現行の（2）餌料対策につきまして見ていただきますと、ア餌料の入手及び解凍処理、イ調餌及び投餌、内容を見ていただくと御理解いただけると思いますが、この餌料対策は、生餌に係る内容となっております。

また、10ページにおきましては、ぶり養殖やマダイ養殖における基準投与量や基準投餌量が細かく設定されているところです。

この現行の内容につきましては、配合飼料などにより、養殖漁場の環境負荷の低い餌料へ転換を図ろうとしている現在の養殖実態とそぐわない内容となっていることから、生餌に係る餌料対策を大幅に見直すこととし、左の改定案におきましては、養殖業者は、漁場への有機物負荷を低減するため給餌量の適正化に努

めるとともに、固形配合飼料等有機物負荷の比較的少ない飼餌料の使用に努めるものとするシンプルな文章に改定することとしました。

なお、当該文章については、水質・底質基準の際に参考とした持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針から引用しております。

次に魚病対策についてです。関連資料は、資料 11 ページから 12 ページとなります。

現行では、11 ページ（3）魚病対策として、ア種苗の選定、イ発病時の処置の項目が設けられています。

しかし近年では、養殖業等に重大な損害を与える恐れのある特定疾病、また、明らかに異なる新疾病の対策が求められており、先に紹介した持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針においては、これら特定疾病・新疾病の対策が盛り込まれているところです。

そこで、今回の改定では、これまでの種苗の選定、発病時の処置について現状に合わせた改定をしつつ、12 ページで新たに特定疾病や新疾病のまん延防止対策について盛り込むこととしました。

これらの改定により、魚病対策については、かなりボリュームが大きくなることから、新たに、3 養殖魚の魚病対策についてということで1つの大きな項目を設けることとしました。以上が項目 3 養殖管理についての改正概要となります。

続きまして、項目 4 経営対策についての改定概要について説明させていただきます。

資料 1 ページでは、当該項目によって項目全体の削除と記載しております。該当箇所は、資料の 13 ページとなります。

ここでは（1）流通対策（2）経営改善（3）協業化の促進という3つの項目を設定しております。

この改正内容につきましては、昭和 53 年当時の養殖業黎明期に各養殖業者を手とり足とり指導するために策定されたものであり、現在、本県では日本有数の養殖生産地として、各養殖業者がそれぞれ先進的な取り組みを行っていることから、改定の協議をする中で、経営対策については、わざわざ指針で定める必要はないという判断に至りまして、今回の改定に当たりましては、経営対策に係る項目は、全て削除することとなりました。

最後に、項目 5 魚類養殖適正化のための推進体制についてです。

この項目につきましては、魚類養殖適正化を協議するための魚類養殖協議会の設置と指導体制の整備について定められており、今回の改定では、前の4項目に係る軽微な文言修正となっております。以上が当該指針の改定の概要となります。

なお今回の指針の改定につきましては、今年 2 月 2 日に開催された鹿児島県

魚類養殖協議会で承認を受けたところで、今後3月中に関係機関の説明等を行った後、4月に改訂版の指針を施行する予定となっております。

以上で、議題6 鹿児島県魚類養殖指導指針の改定についての説明を終わらせていただきます。

○阿久根議長

それでは、今の議題6も報告事項でしたので、御質問ございますか。

はい、川畑委員。

○川畑委員

今までの許可台数から放養尾数に変わった理由と、あと確認作業があるんですけど、放養尾数管理になった場合、その確認作業をどうするかを知りたいです。

○阿久根議長

はい、事務局。

○事務局（槐島技術専門員）

生簀台数の上限を設定していましたが放養尾数の管理に移行した理由はなぜですかというのが1つ。

それから、放養尾数の確認はどのようにするかということで、2つの質問だと思います。

まず、生簀台数の上限の設定から放養尾数での管理に移行した理由ですが、放養尾数の管理につきましては、もともと持続的養殖生産確保法に基づいて、漁協等が漁場改善計画を策定し、その中で1年間の種苗の放養限度尾数となる適正養殖可能数量が定められているところです。

この適正養殖可能数量の設定方法につきましては、これまで国が定めておりましたが、令和7年3月末に持続的養殖生産確保法の運用についてが、改正され各都道府県で定めることとなりました。

また近年は、夏季の高水温などにより、養殖魚の成長不良等の影響が出てきている状況にあります。

これらの状況を受けまして、県魚類養殖指導指針や漁場改善計画に係る適正養殖可能数量の設定方法を見直し、特定海域における管理方法につきましては、生簀台数から放養尾数に変更することで、各養殖業者の状況に応じて生簀台数の変更や生簀の大型化が可能となるような制度変更を行うこととしたところでございます。

それから放養尾数の確認はどのような手法で行うのかということでござい

すが、各漁場における放養尾数の確認につきましては、毎年、鹿児島県資源管理協議会におきまして、各漁協から提出された証拠書類をもとに行っております。

県としましては、この鹿児島県魚類養殖協議会における確認をもとに、適正養殖可能数量の遵守の状況を把握することとしております。以上です。

○川畑委員

ありがとうございました。

○阿久根議長

いや、現場で立ち入りとかはしないで、その書類を持って確認したということ
でいいですね。

○事務局（梶島技術専門員）

はい。おっしゃるとおりです。

○阿久根議長

ということは、こういう放養尾数を超えなければ生簀を例えば8メートルを
10メートル、10メートルを12メートルとか円形に変えるとか、平米数は増えて
も尾数が変わらなければ、それと区画漁業権のラインを超えなければ増枠し
てもいいということですね。

○事務局（梶島技術専門員）

今後そのような検討が可能になるということです。

○野村委員

ちょっといいですか。

北さつま漁協なんですけど。東町さんと違って行使料でいただいているんで
す漁業者さんから。そういう場合は、放養尾数でもらわないといけない。

○阿久根議長

はい、事務局。

○事務局（小路口技術主査）

はい。

行使料につきましては、漁業権の行使規則に基づいて手数料を得ております
ので、行使規則、つまり生簀の台数でこれまでどおりと思っております。

あくまでも放養尾数がその特定海域の管理のために上限を設けるものではなくて、生簀の台数に関してはなくなるのかと言われたら、そういうわけではなくて、これまでの生簀台数の上限をベースにまずは考えていく。

特定海域に関しましては、特に放養尾数の管理に変わったってこともあって、例えば薄飼いであるとか、またちょっと漁場を広げていきたいということに関しましては、お話を聞きながら必要に応じて増枠の検討を進めていくということを考えております。

○野村委員

放養尾数は漁協で決めるのか、漁場で決めるのですか。

○事務局（槐島技術専門員）

放養尾数につきましては、漁場改善計画を各漁協ごとに定めていただいておりますので、各漁協の尾数となります。

○阿久根議長

いいですか。ここで暫時休憩します。

（暫時休憩）

○阿久根議長

それでは、再開いたします。

委員の皆様方から、御質問、御意見ございませんか。

はい。鵜瀬委員。

○鵜瀬委員

私は、錦江湾ですけれども、養殖は鹿児島湾だけじゃなくて、東町さん、長島の方であったり、笠沙であったり、結構養殖が盛んなんですが、特定海域というのが定められているのは鹿児島湾だけですよね。それは、何ですか。

○事務局（槐島技術専門員）

鹿児島湾の特定海域は、2ヶ所、鹿児島湾の北部海域が特定海域Aで、山川を特定海域Bと定められておりまして、これにつきましては、鹿児島湾ブルー計画の中でも謳われているところがございますが、やはりちょっと水質汚濁が進みやすい場所ということで、そういったことで定められたのではないかとということで聞いております。よろしいですか。

○阿久根議長

他には御意見はないですか。

それでは議題6, これも報告事項でした。特にないようですので報告を終了させていただきます。

議題は一応終わりですが, その他事項で皆様から, 何かございますか。

はい, 大久保委員。

○大久保委員

その他事項ということで, 事前に事務局の方と会長にも許可をいただいておりますので, 報告させていただきます。

私ども西薩海域におきましては, ご存じのとおりごち網漁業の皆さんが今回の試験操業に備えて, 機会を持ちながら, 着々と今準備に取りかかっていたいております。

また, 2月6日, 他の関係者, 特にごち網の漁業が営まれてない漁協の組合長さん方に集まっていただき, 今回の試験操業の必要性を丁寧に説明させていただきました。そしてどうにか御理解, 御協力もいただきました。

この会におきましては, 事務局の方から小路口さんにも出席いただいて内容等に関しては, すぐ会長にも報告していただきました。

本当に申し訳ないですけど, 直近のこの委員会の中において, 私の方から西薩海域のごち網漁業に関しても, 申し合わせ事項ということで, 何回か発言をさせていただいて, 非常に混乱を招いたことをお詫びさせていただきます。

この機会に, この申し合わせ事項について何人かの方には, 見ていただいたんですけど, 皆様にも見ていただきたく, お持ちしましたので確認だけしていただきたいと思っております。

これを見ていただいて何か蒸し返すとか, そういうのは全然違って, 今後こういう規制緩和とか, 試験操業がスムーズに進むように, 西薩漁協連絡協議会の会長, 串木野漁協の組合長さん等と一緒に早急に対応して, この申し上げた事項等については見直し, 時代に沿って, ずれないように変えるように, 或いは, 撤廃するような形で早急に関係者の会を開こうということで, 前向きに調整中であるということをお紹介を添えて見ていただければ, なんで私がこういうことを言ったか理解していただけるんじゃないだろうかと思ひまして, 持ってきましたのでよろしいですか。

○阿久根議長

帰りにあそこ置いて, 見て帰っていただくように今言ったのは10年前それから近年, 1, 2年前に江口漁協から10時からの操業開始の申し合わせ事項を10

時までは沖を操業しないというような漁業間の申し合わせがあったものです。それが大久保委員は、中立的な立場で、地元並び串木野で調整中だったのですが、やっと調整が整いまして今回、試験操業が行われるということになりましたという報告です。これは、あそこに置いておきますので、帰りにぜひ皆さん、こういうのが申し合わせですから。ここに前田先生もいるけど協定書とかそういうのではなくて、民間同士の申し合わせですので、漁協間の申し合わせは、法的にも拘束力はないと私も認識していますが、こういうものが現実にあったんだよという話を皆さんに見ていただきたいということで、ここ最近の委員会の流れを今おっしゃってるところでありますので、この努力には委員として会長として本当に感謝申し上げます。

帰りにそれをぜひ、こういうのが入ってたんだよと。

これが当然のごとく今回の試験操業をするにおいては、申し合わせがあるけど試験操業はもうこれでいきますよという形になりましたということですので、大久保さんの立場もよく理解していただいてそれでいいですか。

○大久保委員

はい。おっしゃったような形で、本当の申し合わせ事項というのはちょっとその内容等が、まず一番がこれを協議したいということが、謳われておりましてそれがあったもんですから、私が一番そこをちょっと蔑ろにできなかったのが一番です。それを先ほどお話してもらったように、皆さんにも理解していただいて試験操業、その後の緩和について理解していただければというのをちょっと委員の皆様方への報告でした。

○阿久根議長

ちょっと待ってください。

その他の事項でないようですのでちょっと暫時休憩の前に私から、ここに敷網のところでは、資料3の7ページの敷網（棒受網）のところでは、

今回、要望内容が総トン数制限を撤廃してくれということで10トン未満の撤廃をしてくれということで、対応方針としまして総トン数の制限を撤廃することになったわけです。

この理由といたしましては、みなさんご存じのとおり、このマイワシはTAC制度に係る魚種なので、大型化・スマート化するため、それといわし類のTAC、ここにありますような背景はイワシ類のTACによる資源管理が進む中、総トン数の制限を撤廃し、中古船の購入など自由度を高めて安全に操業したいというのが趣旨でありまして、対応方針としましては、棒受網漁業はTAC魚種であるイワシ類が漁獲の多くを占め漁獲量で管理されていることから総トン数の

制限を撤廃するという方向に決定いたしました。

そこで、ごち網が今回5トン未満で上がってるんですが、その中でロープ長の延長とか、いろいろ漁場の拡大とか理解して、進めてきて決定したわけですが、ごち網漁業も、マダイはTAC管理の魚種になり、いわしと同等管理になり、近い将来はTAC管理になるわけですが、扱いが当然同じなわけです。

ここで暫時休憩します。

(暫時休憩)

○阿久根議長

再開しますが、このTAC制限にマイワシで、今回、安全操業並びに中古船購入の自由度を高めるために、敷網にはトン数制限を撤廃したわけですが、このTAC魚種になるであろうごち網のマダイは3級船から2級船の10トン未満とか、そのような方向で県が進めていく気があるのかないのかは、委員としては同じ同等扱いしてるものを、こっちは駄目でこっちはいいちゅうのはできないんじゃないかという考えなんです。委員の皆さんのご意見も聞きますが今日ここで決めるんじゃないですから、そこを県の方針、考えをいただきたい。それと船が大きくなったからと言って、試験操業にせつかく向かってきたロープの長さとか、それは3級船も2級船も漁具の制限条件は同じでないとならないと思うんです。船が少々大きくなってもそこはもう当然だと思います。そこについてどのような方針でいらっしゃるか。

○板坂事務局長

はい。なかなかすぐに答えられる質問ではないですが、考え方だけ述べさせていただきます。

今こうやって現在、各漁協からの要望に応じて進められることを進めましょうということで、本委員会においても協議等を行いながら、進め方について整理して、その案件が整理がついたものについて進め、試験操業という形で進めていきましょうということでやっているところです。

基本的な考え方というのは、今現在の漁業者がこれ以上減らないようにして、いうところもありますし、後継者育成に繋がるような仕事というのは、残していかないといけないですし、どうしていかないといけないのかというふうに考えています。

今の対応が考え方としては資源管理であったり、漁業調整であったり、要望を言えば、不満を持つ相手がいるかもしれないので、そのあたりは、まずはこの今ある案件を整理しつつ、また次の段階で、新たな要望というのが出てくる段階で

は、そういった要望も、調査をして、県として把握した上で、どうしていくかということを検討していく必要があると思います。

考え方としては、今いる漁業者がしっかり儲かっていただいて、後継者も育っていくような状況に持っていけないと、もともとこのこの条件緩和という考え方を示したのは、漁業者も減り、以前の許可数からすると大分減ったという状況を見て、漁業が衰退しているという状況にあるという見方がされていますので、これ以上の衰退がないために歯止めをかけるという意味では、今いる漁業者の要望にできるだけ沿った形で調整ができるものは進めていきたいというふうに考えるところです。

○阿久根議長

高市総理じゃないけど、できないことを見つけるんじゃないで、できることをできるようにできる限りして、前向きに漁業振興策としてやっていくという答えでいいですよ。

委員の皆様方から何かありますか。

そういうせつかく前向きな話があるのであればできることはしてあげればいいんじゃないかなと思ってでした。

○増本委員

今、事務局長は、今の漁業者は生活が成り立てばいいって言うんだけど養殖にしても一本釣りにしたも漁業者が減ったから今があるんですよ。わかりますか。過剰ぎみに養殖業も一緒ですよ。

もう一番過剰気味で自分たちが最初もじゃこ採りしたのは、50年前なんですよ。その時はもうピークですね事業者も漁業者も。その時はもう一番きついで、それからもうだんだん下火になって減っていった。何が原因かという、我々漁師の過剰ぎみだったんですよ。それが、段々減って今の養殖にしても、外国へ送るようになる。我々一本釣りでもあるんですよ。

過剰気味の時は、量があっても値段が違う。それに伴って今度、油が段々上がってきて、だんだん従業者も減っていく。それで何が一番かというとは本当は、今の状態が一番いいですよ。

もう1つは、暫時休憩してその他でいいです。前回の話の中で試験操業がありましたよね。試験操業にあたって何の規約もない。制限もない。電気も幾ら炊いてもいいんじゃないけど、その制限そのものは、そういう県の方である程度の規約っていうのは、私はやっぱり必要だと思います。

制限は、だから電気にしてもというのは我々枕崎の場合はですね、やはり県の2,000ワット。きびなごに至っては、2,000ワットは決まっています。

それが基準で我々はそれをずっと今でも守ってるんですよ。けど他の漁協はベンチャーも入ってきますよね。

そういう県の規約を大事にしているところは、守っているところは、ずっと守って、坊と枕崎は守っている。

やはりある程度のこの試験操業にしても、私はもう制限をね、制限なしっていうのはちょっと無謀だと思います。

○阿久根議長

それはどれ。もう今日決まったじゃなくて、後のやつですか。発電機のやつ。

○増本委員

そうそう。

この前のちょっと野間池に戻るけど、だからその件は、今採れ、採れの時代じゃないと思うんですよ魚も。

やはり自分たちも今たかえびもやはり自分たちで付加価値をつけて、ある程度資源も大事にしながらですね漁をしているつもりです。

だからそういうところをもっと県も分かってもらわないと。やれやれではちよつとねえ。

○阿久根議長

分かりました。暫時休憩。

(暫時休憩)

○阿久根議長

再開しますが他に委員の皆様方から何かありますか。

それでは、他にないようでしたら、令和7年度第6回鹿児島海区漁業調整委員会を終了いたします。皆さん、長い間御苦労さまでした。

○板坂事務局長

ありがとうございました。これで本日の委員会を終了いたします。